五三五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二二　89　四〇
五三六　防災拠点自動車駐車場を指定した件　二六　91　七
五三七　住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合の一部を改正する件　二七　五
五三八　高速自動車国道に関する件　二七　五
五三九　標準媒介契約約款の一部を改正する件　二七　92　六六
五四〇　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条の国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示　二七　92　七二
五四一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二八　八
五四二　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　九
五四三　高速自動車国道に関する件　二八　一〇
五四四　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二八　94　一三
五四五　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二八　94　一三
五四六　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件　二八　94　一三
五四七　昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件　二八　94　一三

○観光庁

五　公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を変更する件　一　73　一三
六　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一九　五

○海上保安庁

一一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件　一　六
一二　海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示等の一部を改正する告示　一　73　一三七
一三　航路標識に関する件　七　七
一四　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　一三　81　六
一五　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示　一四　82　二二
一六　係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示　一四　82　二五

○環境省

四六　釧路湿原国立公園、十和田八幡平国立公園、磐梯朝日国立公園及び中央アルプス国定公園の指定植物を指定する件　四　74　一一
四七　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二五　五
四八　個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件　二八　一〇

○防衛省

一一一―一一三　海上における射撃訓練を実施する件　一　六
一一四　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　一　七
一一五―一一八　海上における射撃訓練を実施する件　七　八
一一九―一二三　〃　一三　八
一二四　自衛隊の特定行事、防衛大臣の定める区域及び入場料の額を定める件　一九　六
一二六　海上における射撃訓練を実施する件　二〇　九
一二七―一二八　自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件　二〇　87　四五
一二九―一三三　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二二　四
一三四　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二二　五
一三五　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二　五
一三六　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二　五
一三七　海上における射撃訓練を実施する件　二五　五

○東北地方整備局

五四―五八　道路に関する件　一　73　一四四
五九　〃　六　三
六〇　指定区間外の国道の災害復旧に関する工事開始の告示について　八　四
六一　道路に関する件　一二　六
六二　〃　一五　83　三〇
六三　〃　二〇　九
六四―六五　都市計画に関する件　一　73　一四四

○関東地方整備局

一六六―一七〇　道路に関する件　一　73　一四五
一七一　〃　四　四
一七二　〃　六　四
一七三　〃　八　五
一七四―一七七　都市計画に関する件　一一　七
一七八　道路に関する件　一二　六
一七九―一八二　〃　一五　83　三〇
一八三―一八七　〃　一五　83　三〇
一八八―一九〇　〃　二一　三
一九一―一九二　〃　二二　六
一九三　都市計画に関する件　二五　六
一九四　建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件　二五　六
一九五―一九七　道路に関する件　二八　94　一三四